

〔審査基準〕

「いじめ防止に向けた地域アクション推進事業」に係る評価項目及び得点配分基準

評価項目	評価要件	配点
1. 事業の目的及び趣旨の整合性	(1) 県の事業の趣旨を理解し、それを踏まえ明確かつ妥当な事業目的を設定している	5
	(2) 事業は、県の事業として実施する公益性と県民への効果を備えている	5
2. 事業の内容及び実施方法の妥当性・独創性	(1) 事業内容が家庭教育支援におけるニーズや課題を把握した上での企画である	10
	(2) 事業内容が家庭や地域で、心豊かで健やかな子どもを育むこと、いじめを未然に防止することにつながるものである	15
	(3) 地域ぐるみで家庭教育支援を行う取組を促したり、いじめを防止していこうとする機運を高めたりすることにつながる内容である	15
	(4) 内容や実施方法が具体的に考えられ、実現性の高いものとなっている	5
	(5) 事業経費は、活動内容に鑑みて、妥当な経費が示されている	5
3. 事業目標の設定及び成果の普及	(1) 明確な事業目標が設定されている	5
	(2) 事業の内容や実践によって得られる事業効果が、事業を県内に普及するためのモデルとなることが期待される	10
	(3) 成果を普及するための方策が考えられており、その方法に妥当性がある	10
4. 実施体制の適格性	事業遂行可能な人員が確保できる団体である	5
5. 事業実績の有無	過去に類似の事業を行った実績がある	10
6. 事業に対する意欲	家庭教育支援のあり方や、子どもたちをめぐる問題に課題意識をもち、子どもたちを健やかに育てるための家庭や地域のあり方について理想をもっている	10
合計		110